

東京都建築物バリアフリー条例第14条に基づく認定の取扱方針

福祉施設等のうち、下記に該当する小規模な施設については、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号。以下「建築物バリアフリー条例」という。）第14条に基づき認定することとする（新築・増築建築物の認定については、次頁2「新築・増築建築物の場合」参照）。

記

1 「既存建築物（大規模の修繕・模様替、用途変更含む）の場合」

1-A 適用対象規模等（※既存不適格建築物対象）

- ① 施設の種別は、別表の 施設等名(通称)／根拠法令 欄による。
- ② 当該用途に供する建築物の階数は、避難階とその直上階までとする（移動等円滑化経路が階段のみの場合）。
ただし、次の条件をすべて満たす場合は、階数制限を設けない。
 - a) 乗用エレベーター等が設置されている場合（車いす対応でなくても可）。
 - b) 該当建築物・乗用エレベーター等は、検査済証を取得し、適法な状態で維持管理されている場合（検査済証の写しまたは同等の書類を添付すること）。
 - c) 防火管理者（※）を選任する場合【防火管理者名、連絡先及び防火管理組織を「認定申請書 11 備考欄」に表記すること（別途添付可）。】。
- ③ 当該用途に供する建築物の延べ面積は、200㎡未満とする。
（「保育所等」については、面積の制限はなし。）

1-B 使用条件等

- ① 別表の 円滑に利用できる理由 欄による。

1-C 緩和部分について

- ① 別表の バリアフリーに関する基準の考え方 欄による。

※〔防火管理者〕とは

防火管理者[消防法（昭和23年法律第186号）第8条による]は、各事業所の管理的、監督的な地位にある方で、防火管理業務を適切に遂行することが出来る資格を有していることが必要であり、その資格は、防火管理講習修了者又は防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者に付与されます。

2 「新築・増築建築物の場合」

2-A 適用対象規模等

- ① 施設の種別は、別表の 施設等名(通称)／根拠法令 欄の障害者分野・子供分野とする。
- ② 当該用途に供する建築物の階数は、避難階とその直上階までとする。
- ③ 当該用途に供する建築物の延べ面積は、200㎡未満とする。
(「保育所等」については、面積の制限はなし。)
- ④ 当該建築物の避難階には、建築物バリアフリー条例に適合した居住のための部屋を一以上設けること。(「保育所等」については、除く。)

2-B 使用条件等

- ① 別表の 円滑に利用できる理由 欄の障害者分野・子供分野とする。

2-C 緩和部分について

- ① 建築物バリアフリー条例第10条第2項による傾斜路又はエレベーターその他の昇降機
(階の上下移動に係る部分に限る。)及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第14条第1項第2号による水洗器具の設置義務のみとする。

3 手続き等

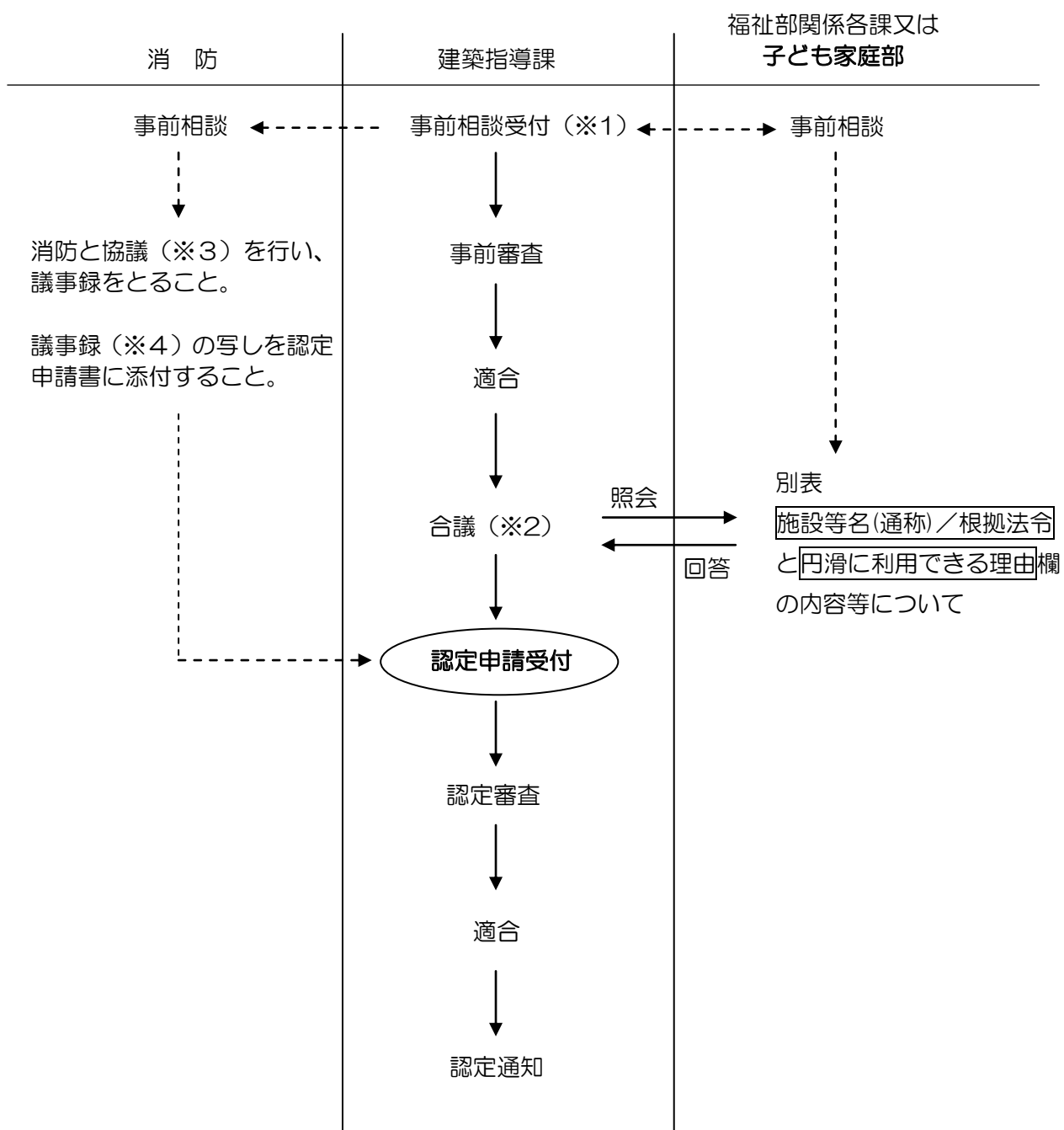
- ① 手続きフロー図による。
- ② 消防、福祉部関係各課又は子ども家庭部との協議を行うこと。
- ③ 施設の用途、使用条件等は福祉部関係各課又は子ども家庭部との照会・回答を行う。

附則

- 1 この取扱方針は、平成28年6月15日から施行する。
- 2 平成24年6月1日に施行された「小規模な障害者施設等における建築物バリアフリー条例第14条に基づく認定の取扱方針」は施行日に廃止する。
- 3 平成29年 4月 1日：子供分野に「保育所等」の施設を追加改正。
- 4 平成29年11月20日：保育所等に「企業主導型保育事業」の施設を追加改正。
- 5 平成30年 5月 1日：高齢者分野に「有料老人ホーム」の施設を追加改正。

お問い合わせ 八王子市まちなみ整備部建築指導課 建築許認可担当 電話 042-620-7264 (直通)

東京都建築物バリアフリー条例第14条に基づく認定申請手続きフロー図



- ※1 〔添付書類〕 理由書（案）、案内図、配置図（案）、平面図（案）、立面図（案）、その他審査に必要とするもの。
- ※2 〔添付書類〕 理由書、案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、建物求積図・表、その他審査に必要とするもの。
- ※3 〔協議事項〕 用途判定、消防設備設置の有無、火災予防条例（昭和23年東京都条例第105号）第56条・56条の2に伴う届出、防火管理者、その他指導によるもの。
- ※4 議事録は、消防に受付印を押してもらい、協議した者の押印したものとすること。

(別 表 1)

種別	施設等名(通称)	根拠法令	バリアフリーに関する 基準 ※の考え方		関係法令・条例	円滑に利用できる理由
高齢者分野	小規模多機能型居宅介護	… 介護保険法第8条第19項	・移動等円滑化経路を構成する出入口・廊下等・傾斜路・敷地内通路の幅及びエレベーターとその乗降ロビーに関する基準は、バリアフリー法施行令や共同住宅おける基準を参考としつつ、それに満たない場合であっても、車いすで通過できるもしくは乗降できる場合は、適用しない。		令11～13,16～21 条例6,10①一～五	車いす使用者も含む高齢等への介護等のサービスを行う施設、また入所施設機能を有し、特定の者が利用する施設であり、かつ必要な知識と経験を有した職員が常時、適切に介助等を行えるため
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	… 介護保険法第8条第20項	・階段の幅、けあげ及び踏面の寸法に関する基準は上記のエレベーターが設置されている場合、適用しない。		令12 条例6	
	複合型サービス(看護小規模)	… 介護保険法第8条第23項	・移動等円滑化経路を構成する傾斜のこう配に関する基準は、介助により車いすでの通行ができる場合は、適用せず、傾斜路の整備が困難な可動式のスロープも可能とすることができる。		令13 令18②四 条例10①三	
	軽費老人ホーム	… 老人福祉法第20条の6	・便所に設けるベビーチェア、ベビーベッドは管理者の一時預かりやおむつ替えができる場所を別に提供できる場合は設置を要しない。		条例7	
	有料老人ホーム	… 老人福祉法第29条第1項	・浴室等の出入口幅に関する基準は、利用上支障がない場合、適用しない。		条例8	
障害者分野	生活介護	… 障害者総合支援法第5条第7項	主たる利用者が知的・精神障害者等に限定されている場合で、身体障害者等の上下階の移動が困難な者がサービスを利用しない場合、次の基準は適用しない。			居住用もしくは特定の者が継続的に利用する施設であり、上下階の移動が困難な者が利用せず、かつ、必要に応じて職員による適切な支援が可能であるため
	短期入所(ショートステイ)	… 障害者総合支援法第5条第8項	・移動等円滑化経路に関する基準		令11～21 条例6～10	
	自立訓練	… 障害者総合支援法第5条第12項	・階段の幅、けあげ及び踏面寸法に関する基準		令12 条例6	
	就労移行支援	… 障害者総合支援法第5条第13項	・便所に設ける車いす使用者用便房、水洗器具を設けた便房、ベビーチェア等を設けた便房、ベビーベッド等の設備に関する基準		令14 条例7	
	就労継続支援	… 障害者総合支援法第5条第14項	・浴室等の出入口幅、車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保に関する基準		条例8	
	共同生活援助(障害者グループホーム)	… 障害者総合支援法第5条第17項				
子供分野	養護児童グループホーム	… 児童福祉法第41条及び東京都養護グループホーム制度実施要綱	身体障害者等の上下階の移動が困難な者がサービスを利用しない場合、次の基準は適用しない。			
	小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)	… 児童福祉法第34条の4	・移動等円滑化経路に関する基準		令11～21 条例6～10	
			・階段の幅、けあげ及び踏面寸法に関する基準		令12 条例6	
			・便所に設ける車いす使用者用便房、水洗器具を設けた便房、ベビーチェア等を設けた便房、ベビーベッド等の設備に関する基準		令14 条例7	
			・浴室等の出入口幅、車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保に関する基準		条例8	

※バリアフリーに関する基準：高齢者、障害等の移動円滑化促進法律(バリアフリー法)及び高齢者、障害者が利用しやすい建築物の整備に関する条例

(東京都 バリアフリー条例)に基づく移動等円滑化基準、東京都福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等

令：バリアフリー令(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 政令第379号平成18年12月20日施行)

条例：建築物バリアフリー条例(高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 平成18年12月20日改正)

(別 表 2)

種別	施設等名(通称)	根拠法令	バリアフリーに関する 基準 ※の考え方		関係法令・条例	円滑に利用できる理由
子供分野	保育所	・・・ 児童福祉法第39条	児童の体格や子供用の車いすの大きさ等を考慮すると、人的介助による対応が相当程度可能であること、また、バリアフリーに関する基準に定める寸法等に満たなくても円滑な移動等が可能であることから、建築物の状況等を踏まえ、次の基準は適用しないことができる。			
	認定こども園	・・・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律				
	認証保育所	・・・ 東京都認証保育所事業実施要綱	・移動等円滑化経路に関する基準	令11～21 条例6～10	継続的に特定の児童が利用する施設であり、かつ、必要な知識と経験を有した職員が常時、適切に介助等を行えるため。	
	小規模保育事業	・・・ 児童福祉法第6条の3第10項	・階段の幅、けあげ及び踏面寸法に関する基準	令12 条例6		
	事業所内保育事業	・・・ 児童福祉法第6条の3第12項	・便所に設ける車いす使用者用便房、水洗器具を設けた便房、ベビーチェア等を設けた便房、ベビーベッド等の設備に関する基準	令14 条例7		
	企業主導型保育事業	・・・ 企業主導型保育事業費補助金実施要綱	※特に、0歳から2歳までの児童は、自立して車いすの利用や上下階の移動、トイレでの洗浄等を行うことが困難であることから、利用児童が当該年齢に限られる場合は、上記の基準は適用しない。			

※バリアフリーに関する基準：高齢者、障害等の移動円滑化促進法律(バリアフリー法)及び高齢者、障害者が利用しやすい建築物の整備に関する条例
(東京都 バリアフリー条例)に基づく移動等円滑化基準、東京都福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等